(b)　表の４欄に「Ａ＊」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、完全に撤廃し、表の５欄の注釈に定める条件に従う。当該原産品は、この協定の効力発生の日に無税とする。

(c)　表の４欄に「Ｂ３」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの四回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、四年目の四月一日から無税とする。

(d)　表の４欄に「Ｂ４」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの五回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、五年目の四月一日から無税とする。

(e)　表の４欄に「Ｂ５」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、六年目の四月一日から無税とする。

(f)　表の４欄に「Ｂ７」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの八回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、八年目の四月一日から無税とする。

(g)　表の４欄に「Ｂ７＊」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の５欄の注釈に定める条件に従って撤廃する。

(h)　表の４欄に「Ｂ10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十一年目の四月一日から無税とする。

(i)　表の４欄に「Ｂ10＊」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。この毎年の引下げは、六年目から十一年目までの各年の四月一日に行う。当該原産品は、十一年目の四月一日から無税とする。

(j)　表の４欄に「Ｂ10＊＊」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの九回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。この毎年の引下げは、三年目から十一年目までの各年の四月一日に行う。当該原産品は、十一年目の四月一日から無税とする。

(k)　表の４欄に「Ｂ10＊＊＊」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の５欄の注釈に定める条件に従って撤廃する。

(l)　表の４欄に「Ｂ10＊＊＊＊」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、十一年目の四月一日に、基準税率から無税までの引下げにより撤廃し、無税とする。

(m)　表の４欄に「Ｂ10Ｓ」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十一年目の四月一日から無税とする。当該原産品の関税については、第二・二十条（物品の貿易―市場アクセス及び競争力の保護に関する見直し）の規定に従い、この協定の効力発生の後五年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い年において、両締約国による見直しの対象となる。

(n)　表の４欄に「Ｂ15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十六回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、十六年目の四月一日から無税とする。

(o)　表の４欄に「Ｐ」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の５欄の注釈に定める条件に従って削減する。

(p)　表の４欄に「ＰＳ」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の５欄の注釈に定める条件に従って削減し、第二・二十条（物品の貿易―市場アクセス及び競争力の保護に関する見直し）の規定に従い、この協定の効力発生の後五年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い年において、両締約国による見直しの対象となる。

(q)　表の４欄に「ＰＳ＊」又は「ＰＳ＊＊」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の５欄の注釈に定める条件に従って削減し、第二・二十条（物品の貿易―市場アクセス及び競争力の保護に関する見直し）の規定に従い、この協定の効力発生の後五年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い年において、両締約国による見直しの対象となる。

(r)　表の４欄に「Ｑ」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の５欄の注釈に定める条件に従う。

(s)　表の４欄に「ＱＳ」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の５欄の注釈に定める条件に従うものとし、第二・二十条（物品の貿易―市場アクセス及び競争力の保護に関する見直し）の規定に従い、この協定の効力発生の後五年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い年において、両締約国による見直しの対象となる。

(t)　表の４欄に「Ｒ」を掲げた品目に分類される原産品は、(a)から(s)までに規定する関税に係る約束の対象から除外され、当該原産品の関税については、この協定の効力発生の後五年目の年に両締約国が交渉する。

(u)　表の４欄に「Ｓ」を掲げた品目に分類される原産品は、(a)から(s)までに規定する関税に係る約束の対象から除外され、当該原産品の関税については、第二・二十条（物品の貿易―市場アクセス及び競争力の保護に関する見直し）の規定に従い、この協定の効力発生の後五年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い年において、両締約国による見直しの対象となる。

(v)　表の４欄に「Ｘ」を掲げた品目に分類される原産品は、(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

次の(1)から(56)までに規定する条件は、表の５欄にこれらの番号を掲げた品目に分類される原産品について適用する。

(1)　関税率については、この協定の効力発生の日から、一頭につき三万六百円とする。

(2)　関税率については、この協定の効力発生の日から、一頭につき五万千円とする。

(3)　関税率については、次のとおりとする。

(a)　一年目については、三十二・五パーセント
(b)　二年目については、三十一・五パーセント
(c)　三年目については、三十・五パーセント
(d)　四年目については、二十九・九パーセント
(e)　五年目については、二十九・三パーセント
(f)　六年目については、二十八・八パーセント
(g)　七年目については、二十八・二パーセント
(h)　八年目については、二十七・六パーセント
(i)　九年目については、二十七パーセント
(j)　十年目については、二十六・四パーセント
(k)　十一年目については、二十五・八パーセント
(l)　十二年目については、二十五・三パーセント
(m)　十三年目については、二十四・七パーセント
(n)　十四年目については、二十四・一パーセント
(o)　十五年目及びそれ以降の各年については、二十三・五パーセント

(4)　関税率については、次のとおりとする。

(a)　一年目については、三十・五パーセント
(b)　二年目については、二十八・五パーセント
(c)　三年目については、二十七・五パーセント
(d)　四年目については、二十七・二パーセント
(e)　五年目については、二十六・九パーセント
(f)　六年目については、二十六・七パーセント
(g)　七年目については、二十六・四パーセント